VECTANT セキュアクラウドアクセス利用規約

Version 3.3.0

第1章　総則

第1条　(取り扱いの準則)

1. この「VECTANT セキュアクラウドアクセス利用規約」(以下「本規約」といいます)は、アルテリア・ネットワークス株式会社(以下「弊社」といいます)が提供するネットワーク網を経由し、第2条（提供種別）毎の電気通信サービス(以下「本サービス」といいます)に適用されます。
2. 本規約と他に個別規約の間に、異なる定めがある場合には、個別規約の定めを優先するものとします。契約者は、本規約とあわせて個別規約にも従うものとします。

第2条　(提供種別)

1. 本サービスは以下各号の提供種別とします。
   (1) 共有型
   弊社クローズドIP網を経由し、Multi Service Gateway を介した帯域確保型クラウド接続サービス
   (2) 専有型
   お客様拠点からクラウドサービスまでを、お客様専用の回線にて提供するサービス。アクセス区間はアクセス区間の対象サービスの仕様書および契約約款に準じる。
2. クラウドサービスは、クラウドサービス提供事業者または、クラウドインテグレータより提供されますので、弊社の提供範囲外とします。

第3条　(規約の変更)

1. 弊社は契約者の承認を得ることなく、本規約を変更することができるものとし、契約者および弊社は変更後の規約に拘束されるものとします。
2. 弊社は本規約変更後、契約者が継続して本サービスを利用した場合、契約者は規約の変更に同意したものとみなします。但し、当該変更が契約者に対し著しい不利益を与える場合にはこの限りではなく、かかる場合には、契約者は弊社に対して利用契約の解約の申出をすることができ、弊社がこれを承諾した場合には、契約者は速やかに解約の手続きをするものとします。
3. 弊社は本規約を変更する場合、契約者に対して、第37条（通知）に定める方法にて変更の内容を通知します。
4. 本サービスの一部を弊社の事由により廃止する場合、事前に第37条（通知）により通知を行います。但し、本サービスにおいて、弊社の責任範囲以外の部分(本サービスの構成に影響を与える他の電気通信事業者によるサービスの仕様変更をおこなった場合等)に関する廃止・変更等が行われ、かかる通知を事前に行うことができない場合は、この限りではありません。

第4条　(用語の定義)

本規約で使用する用語の意味は、次のとおりとします。

契約者	利用契約を締結している者。契約は法人または法人に準ずる団体とし、利用契約の申込を行い、利用契約を締結する前の契約者を「申込者」という。
利用契約	契約者が本サービスを利用するための契約。利用契約には、契約者による本規約の遵守のほか、サービスの内容、料金等、サービス利用開始日および利用期間その他契約者と弊社が協議のうえ決定した事項が記載される。
個別規約	本サービスのうち特定のサービスについて、弊社が定める規約(注意事項、運用ルール、第37条(通知)に従って行われる案内等を含む。)であり、本規約の一部を構成する。
最低利用期間	本サービスについて契約者がサービスの利用を義務づけられる期間。サービスごとの最低利用期間は別記 1.のとおりとし、いずれもサービス提供の課金開始日からとする。
対応クラウドサービス	契約者がクラウドサービスを利用できる、クラウドサービス提供事業者。別記3
クラウドインテグレータ	クラウドサービスにおける構築・運用、請求等を一元的に提供する事業者。
料金等	第30条(料金等)以下に詳述される本サービスに対して生じる初期費用、月額費用その他関連費用。当該契約者の料金等の具体的な金額は、利用契約において特定されるものとする。
個人情報	個人情報とは、生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別出来るもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別できることとなるものを含む。）をいう。
サービス利用開始日	利用契約にて特定される契約者が、サービスの利用を開始する日（但し、理由の如何を問わず、これが実行できない場合には、実際に利用が可能となった日）
エンドユーザ	契約者の法人組織に属する社員(派遣、契約社員を含む)もしくは、契約者が本サービスを利用して、契約者が提供するサービスを利用する個人または法人。
Multi Service Gateway	クローズドIPネットワーク網と対応クラウドサービスを接続する電気通信設備。
電気通信設備	電気通信を行うための回線接続装置、ルータ、機械、器具、線路その他の設備。
SLA	本サービスに付される保証基準であり、詳細は「セキュアクラウドアクセスサービス仕様書」に記載されたとおりとする。
セキュアクラウドアクセス	弊社のネットワーク網を経由し、第2条（提供種別）毎の電気通信サービス。
クローズドIPネットワーク網	主にデータ通信の利用を目的としてインターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うための弊社の電気通信回線設備(送信と受信を行う場所との間を接続する伝送路設備およびこれと一体として設置される交換設備並びに付属設備)。
ダイナイーサ	弊社の提供するイーサネット専用線。利用に関しては“専用サービス契約約款”に準じる。
UCOM 光専用線アクセス	弊社の提供する仮想専用線。利用に関しては“専用サービス契約約款”に準じる。

第2章　利用契約

第1節　通則

第5条　(利用契約の単位)

利用契約は、別記2料金表の商品名毎の帯域毎に締結されます。

第6条　(利用契約の有効期間)

1. 利用契約の有効期間は、第9条(利用契約の成立等)に定める利用申込日から最低利用期間の満了日までとします。利用契約の有効期間は、最低利用期間の満了日の 1 ヶ月前までに契約者または弊社から更新しない旨の書面がない限り、1 ヶ月更新され、爾後も同様とします。
2. 前項の規定に関わらず、第12条(利用契約の内容の変更)に該当する場合には、新たに第5条(利用契約の単位)の利用契約が締結されたとみなされます。利用契約の内容変更時の、最低利用期間の継続については、「セキュアクラウドアクセス 共有型」または「セキュアクラウドアクセス 専有型」サービス仕様書に準じます。
3. 提供種別 専有型の最低利用期間の規定は、専用サービス契約約款に準じます。

第7条　(提供地域))

弊社本サービスの提供地域は、日本国内とします。

第2節　利用申込等

第8条　(利用申込)

1. 申込者は、弊社所定の手続きに従って、本サービスの申し込み(以下「利用申込」といいます)を行い、利用契約を弊社と締結するものとします。
2. 契約者は本サービスの提供に必要な情報を弊社に開示し、当該開示情報に変更が生じた場合は、速やかに通知するものとします。
3. 前項に定める事項を契約者が行っていただけない場合には、本サービスを提供することができないことがあり、弊社は、当該提供できないことについて債務不履行責任を負いません。
4. 対応クラウドサービスに関する質問その他のサポートは、契約者と対応クラウドサービス事業者との間で直接行われるものであり、弊社が当該サポートを行うことはできません。

第9条　(利用契約の成立等)

1. 弊社は、利用申込について次の各号のいずれかの事項を認めた場合は、利用申込を承諾しないことがあります。かかる場合には、利用申込書受領後10営業日以内に、第37条（通知）により、申込者に通知するものとします。
   (1) 利用申込が行われた本サービスの提供または該当サービスに係わる装置の保守が、技術上著しく困難なとき。
   (2) 申込者が本規約において契約者に定められた義務の履行を怠るおそれがあることが明らかなとき、または過去に義務を怠ったことがあるとき。
   (3) 申込者が第19条(提供の停止)の各号に該当する事由があると認められたとき。
   (4) 利用申込書に虚偽の記載があったとき。
   (5) その他前各号に準ずる場合で、弊社が利用契約の締結を適当でないと判断したとき。
2. 利用契約は、弊社が利用申込書受領後10営業日以内に前項の通知を行わない場合、利用申込書が弊社に到達した時点に遡って成立するものとします。

第3節　サービスを利用する為の前提条件

第10条　(サービス提供の前提条件)

1. 本サービスの利用資格は第2項のいずれかの提供種別の契約者であること。
2. 本サービスを利用する為には、提供種別毎に以下のサービスに別途契約する必要があります。
   (1) 共有型
   Multi Service Gateway
   対象サービス
   ・VECTANT クローズドIPネットワーク（ルータパック／コネクティビティパック）
   ・VECATNT クローズドIPネットワークライト
   ・VECTANT クローズドIPネットワーク Smart
   ・VECTANT セキュアモバイルアクセス LTE(N)
   ・VECTANT セキュアモバイルアクセス LTE(K)
   ・VECTANT マルチリモートアクセス
   (2) 専有型
   ・イーサネット専用線「ダイナイーサ」
   ・仮想専用線「UCOM 光専用線アクセス」
3. 対応クラウドサービスの契約を行っていること。

第4節　サービスレベルの保障

第11条　(SLA の内容)

1. 弊社は、本サービスを SLA に記載された内容にて保証するものとします。SLA は、契約者が第25条（免責)第1項各号の規定に該当する事由があるとき、または SLA が適用される障害の原因が弊社の責に帰すべき事由によるものではないとき、その他 SLA に明示的に SLA が適用されないとされた事由が存する場合には、適用されません。なお、かかる場合には、契約者は、弊社に対し、弊社が障害を通知する場合の連絡先(以下「障害時連絡先」)を通知するものとします。

第5節　利用契約の内容の変更等

第12条　(利用契約の内容の変更)

1. 契約者が利用契約の内容の変更を求めるときは、弊社が別途定める書面によりこれを請求するものとします。
2. 契約者による第1項の請求は、第9条(利用契約の成立等)の規定に準じて取り扱われるものとします。

第13条　(権利譲渡の禁止)

契約者は、利用契約に基づき本サービスの提供を受ける権利、その他利用契約に係わる一切の権利を第三者に譲渡または貸与し、あるいは第三者のために担保権の設定をすることはできないものとします。

第14条　(契約者の地位の承継)

1. 契約者である法人に合併による地位の承継があったときは、合併後存続する法人または合併により新設された法人が契約者の地位を承継するものとします。かかる場合、合併後存続する法人または合併により新設された法人は、承継したことを証明する書面を添えて、承継の日から30日以内にその旨を弊社に通知するものとします。
2. 弊社は、前項の通知があった場合に、承継した法人が第9条(利用契約の成立等)第1項各号のいずれかに該当するときは、書面で通知することによりかかる承継に異議を申し出て、契約者との利用契約を解除することができるものとします。

第15条　(氏名等の変更)

契約者は、その氏名若しくは商号、代表者、住所その他利用申込に際して届け出た契約者に関する情報(障害連絡先を含みます)に変更があったときはこれをすみやかに書面で弊社に届け出るものとします。なお、このときに、弊社は契約者に対し、かかる変更の事実を証明する書面を提出するよう求めることがあります。

第6節　利用の制限等

第16条　(非常時における利用の制限)

弊社は、天災事変等の不可抗力その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがあるときは、災害の予防若しくは救援、交通若しくは電力の供給の確保または秩序の維持に必要な事項を内容とする通信、その他公共のため緊急に行うことを要する通信を優先的に取り扱うため、本サービスの提供を制限し、または中止する措置をとることがあります。

第17条　(保証の制限)

本サービスは、以下の事項を保証するものではありません。

(1) 常に利用可能であること

(2) その他完全性、正確性及び契約者の利用目的への適合性

第18条　(提供の中止)

1. 弊社は、次の各号のいずれかに該当する場合、本サービスの提供を中止することがあります。
   (1) 弊社の電気通信設備の保守上または工事上やむを得ないとき
   (2) 弊社が設置する電気通信設備の障害等やむを得ない事由があるとき
   (3) 弊社以外の電気通信事業者およびクラウドサービス提供事業者が、電気通信サービスの全部または一部の提供を停止することにより、弊社が本サービスを提供することが困難になったとき
   (4) 特定の契約者のクローズドIPネットワーク網の回線から、多数の不完了呼（相手先の応答前に発信を取り止めることをいいます。）を発生させたことにより、現に通信が輻輳し、または輻輳するおそれがあると弊社が認めたとき
   (5) 契約者が、弊社に個人情報利用の中止を申し入れたとき。
   (6) 全各号のほか、弊社が本サービスの運営上一時的な中断が必要と判断したとき
2. 弊社は、前項第1号および第2号の規定により本サービスの提供を中止するときは、その10営業日前までに、その理由および実施期間を第37条(通知)により契約者に通知するものとします。但し、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
3. 弊社は第1項第3号の規定により本サービスの提供を中止するときは、あらかじめその理由および実施期間を第37条(通知)により契約者に通知するものとします。但し、緊急時やむを得ない場合は、この限りではありません。
4. その他、弊社の責めに帰すべき事由により、契約者が利用契約に基づき利用している本サービスを利用できない事態が生じた場合は、第24条(損害賠償の範囲)が適用されるものとします。

第7節　提供の停止

第19条　(提供の停止)

1. 弊社は、契約者が次のいずれかに該当する場合には、期間を定めて本サービスの提供を停止することがあります。
   (1) 支払期日を30日以上経過しても料金等を支払わないとき
   (2) 小切手、手形の不渡処分を受け、または金融機関から取引停止処分を受けたとき
   (3) 監督官庁により営業取消もしくは停止等の処分を受け、または自ら営業を休止もしくは停止したとき
   (4) 本規約、個別規約、利用申込、利用契約その他本サービスに係わる手続に際して虚偽の事項を記載した

ことが判明したとき
(5) 第 26 条(第三者に対するサービス提供の条件)または第 27 条(契約者の義務)の規定に違反したとき
(6) 弊社の業務の遂行または弊社の電気通信設備に支障を及ぼし、もしくは及ぼすおそれのある行為をしたとき
(7) その他、弊社が本サービスの運営上一時的な中断が必要と判断した場合
(8) 差押、仮差押、仮処分もしくは滞納処分を受けたとき、あるいは破産、民事再生、特別清算もしくは会社更生の申し立てを受け、またはこれを自ら申し立てたとき
(9) その他財務状況が悪化し、またはそのおそれがあると認められる事由があるとき
(10)反社会的勢力またはその構成員や関係者によって登録または使用された場合、もしくはそのおそれがあると弊社が判断した場合

2. 前項に定めるほか、契約者が以下いずれかの行為を行ったと弊社が合理的に判断した場合、弊社は、契約者に当該行為の中止、修正またはデータの移動を求め、あるいは事前に通知することなく契約者の表示または発信する情報の全部もしくは一部を削除し、または他者が閲覧できない状態に置くことができます。このとき、理由、停止日、停止期間を弊社が適当と判断する方法により通知し、本サービスの提供を停止することがあります。かかる停止によっても当該行為が是正されない場合には、弊社は、当該停止期間を延長することができます。
(1) 弊社または第三者(本サービスを直接または間接に利用する契約者以外の者を含む。以下本条において同じ)の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為
(2) 弊社または第三者に不利益を与える行為
(3) 本サービスの構成について重大な影響を及ぼす情報を発信し、またはこれを掲載する行為
(4) 弊社のサービスを利用してコンピュータウィルス等の有害なプログラムを提供し、または弊社のサービスに関連して使用する行為
(5) 弊社のサービスを利用して無差別並びに大量に不特定多数の者に対し、これらの者の意思を無視してメール等を送信する行為
(6) 弊社または本サービスの信用を毀損するおそれのある方法で当該サービスを利用する行為
(7) その他、適用法令、条約(輸出法令を含む)等に違反する行為、または違反のおそれのある行為
(8) 前各号の行為を行い、またはこれを行おうとしている者を助長する行為

3. 契約者は、前 2 項の通信停止期間中も第 30 条(料金等)の料金を支払うものとします。
4. 第 2 項は、弊社の情報の監視・削除等の義務を規定したものではありません。従って当該監視または削除を行わなかったことによる契約者、エンドユーザまたは第三者に生じた損害について、弊社は一切責任を負わないものとします。

第8節　契約の解除等

第20条　(弊社が行う利用契約の解除)

1. 弊社は、契約者が第 19 条 (提供の停止)第 1 項もしくは第 2 項各号のいずれかに該当する場合には、第 22 条（利用契約の終了)に定めるとおり利用契約を解除することがあります。
2. 前項にかかわらず、弊社は、最低利用期間の終了後、利用契約の解除を希望する日の、1 年契約タイプは 1 ヶ月前までに、単月契約タイプは 10 営業日前までに、書面で契約者に通知することにより、契約者に対して何らかの補償をすることなく利用契約を解除することができ、弊社は当該日付をもって本サービスの利用を停止させるものとします。なお、提供種別、専有型のアクセス区間における利用契約解除の規定は、専用サービス契約約款に準じます。
3. 前項にかかわらず、本サービスの一部を構成するライセンスその他の権利が、弊社の責めに拠らず消滅したために、弊社が本サービスを提供することができなくなった場合には、弊社はなんらの補償または賠償を行うことなく、当該消滅日付で利用契約の全部または一部を解除することができるものとします。

第21条　(契約者が行う利用契約の解除)

1. 契約者は、利用契約の解除を希望する日の、1 年契約タイプは 1 ヶ月前までに、単月契約タイプは 10 営業日前までに、書面で弊社に通知することにより、利用契約を解除することができ、弊社は、当該日付をもって契約者に対する本サービスの提供を停止するものとします。なお最低利用期間後の解除月の月額料金について、1 年契約タイプは日割り計算、単月契約タイプは当該月 1 ヶ月分を請求するものとします。
2. 解除日が最低利用期間の満了前に行われた場合には、契約者は第 31 条 (契約変更または解除に伴う違約金)に従って、弊社に対して違約金を支払うものとします。
3. 前項の規定にかかわらず、契約者は第 3 条（規約の変更）第 4 項により利用契約において申し込まれたサービスの全部または一部が廃止され、利用契約の実効性を失う場合、第 16 条(非常時における利用の制限)に規定する事由が生じて本サービスを利用できなくなった場合において、利用契約の目的を達することができないと判断した時は、第 31 条(契約変更または解除に伴う違約金)の規定を適用することなく、弊社に書面で通知することにより、その利用契約を解除することができます。この場合、利用契約の解除は、弊社に通知が到着した日に効力を発するものとします。

第9節　利用契約の終了

第22条　(利用契約の終了)

利用契約は、利用契約に定める利用期間の満了をもって終了するものとします。但し、弊社は、契約者に第 19 条(提供の停止)による契約解除事由および第 27 条(契約者の義務)に定めた義務違反が生じた場合には、契約者またはエンドユーザに対して損害の補償をすることなく、当該条文の定めに従って利用契約を解除し、また契約者に対する本サービスの提供を停止することができるものとします。

第23条　(利用契約の解除時及び終了時の措置)

1. 第 20 条(弊社が行う利用契約の解除)、第 21 条(契約者が行う利用契約の解除)または第 22 条(利用契約の終了)に定める利用契約の期間満了あるいはその他本規約もしくは個別規約の定めに従って利用契約が終了した場合は、弊社はすみやかに料金の精算を行い、これを契約者に請求するものとします。
2. 前項の他、契約者は、終了日の翌日以降速やかに弊社が提供したサービスに伴い交付または提供した資料等を弊社の指示に従い返却、処分、破棄するものとします。

第10節　損害賠償

第24条　(損害賠償の範囲)

本サービスについて障害が生じた場合の賠償の範囲は、以下のとおりとします。なお、契約者は、本サービスに関する障害の対応としては、以下の各号以外の金銭的賠償を求めないものとします。
(1) 本サービスについては、「VECTANT SLA ガイドライン」または「専用サービス契約約款」にて定められた手続きを契約者が行った場合、SLA に定める範囲で月額費用が賠償されます。なお、ある料金月に行われる SLA に従った賠償金額（合算）は、契約者が利用している当該サービスの当該月の月額費用を限度とします。

第25条　(免責)

1. 弊社は、本サービスに関して、契約者もしくはエンドユーザまたはその他の第三者に生じた損害で、次に定める事由に該当する損害については、本規約もしくは個別規約に別段の定めがある場合を除き、直接または間接を問わず、また、付随的もしくは結果的損害、または逸失利益、機会損失、データ喪失等を含め、一切の賠償の責を負いません。
(1) 契約者に、第 16 条(非常時における利用の制限)、第 17 条(保証の制限)、第 18 条(提供の中止)、第 19 条(提供の停止)、第 20 条 (弊社が行う利用契約の解除)、第 28 条 (契約者の設備等）に定める事由により生じた損害
(2) 対応クラウドサービスの使用により生じた損害
(3) 本サービスによって得る情報の使用により生じた損害
2. 本サービスは以下の事項を保証するものではありません。
(1) 常に利用可能であること
(2) 完全性、正確性及び契約者の利用目的への適合性
3. 前項に定めるほか、弊社は、契約者(エンドユーザを含みます)が本サービスの利用に関して被った損害について、この理由のいかんを問わず、またこれが私的利用であるか商用であるかを問わず、一切賠償の責任を負いません。

第11節　契約者の義務等

第26条　(第三者に対するサービス提供の条件)

契約者は、エンドユーザに第三者が含まれる場合は、電気通信事業法に基づき電気通信役務の提供に必要な手続きを自己の責任および費用にてとらなければなりません。

第27条　(契約者の義務)

1. 契約者は、本サービスを利用した契約者が運営する事業(有償であるか無償であるか、または商用であるか私用であるかを問いません。以下「契約者事業」といいます)をエンドユーザに提供するにあたり、電気通信関連法令を遵守し、エンドユーザの個人情報の保護に努めるほか、契約者事業について一切の責任を負うものとします。また、契約者は、エンドユーザもしくは第三者からの契約者事業に関する問い合わせに対する対応を行い、これらが直接当該エンドユーザもしくは第三者から弊社に対して行われた場合には、弊社の求めに応じて、契約者が一切の裁量にて対応にあたり、措置をとるものとします。
2. 契約者は、本サービスの利用にあたり、第 19 条(提供の停止)第 2 項各号に定める行為のほか、次の行為を行ってはなりません。
(1) 本規約または個別規約、サービス仕様書に違反する行為
(2) 犯罪行為または犯罪の恐れがある行為
(3) Web ページ運用の際、リンク先のデータの所有者から承諾を得ずに第三者のデータへリンクを行う行為
(4) その他、法令に違反する行為
(5) 本サービスの運営を妨げる行為
(6) その他、公序良俗に反する行為
3. 契約者は、本サービスの利用にあたり他のネットワークを経由して通信を行う場合は、経由するすべてのネットワークの規則に従わなければなりません。
4. 前 2 項の規定はエンドユーザに準用するものとし、契約者は、エンドユーザにこれらの規定を遵守させなければなりません。

第28条　(契約者の設備等)

1. 本サービスを利用するために必要な機器、ソフトウェア、他社接続回線等は、本規約に基づき弊社が提供するものを除き、契約者が自己の費用と責任において準備するものとします。
2. 弊社は、契約者(エンドユーザを含みます)が準備した機器、ソフトウェア若しくは他社接続回線または契約者が行った作業が原因となって生じた本サービスの利用上の障害、その他の問題については、一切の責任を負いません。また、かかる場合に弊社または第三者に発生した損害については、契約者が賠償の責任を負うものとします。

第29条　(データの取り扱い)

1. 契約者は、契約者が利用するデータ領域(以下「契約者のデータ領域」といいます)内における一切の行為およびその結果について、当該行為を行った者が契約者自らであるか否かを問わず一切の責任を負うものとします。
2. 弊社は、契約者(エンドユーザを含みます)が登録したデータについては、何ら保証せず、責任を負わないものとします。
3. 契約者は、契約者のデータ領域内に係わる紛争等は自己の責任において解決するものとし、弊社または第三者に迷惑を掛けず、何らの障害を与えてはならないものとします。

第3章　料金等

第30条　(料金等)

1. 契約者は、以下の料金等を、別記 2.に定めるところに従い弊社に支払うものとします。
(1) 初期費用
利用契約の成立時に支払われるものとします。
(2) 月額費用
サービス利用開始日から契約が終了する日までの期間を対象として支払われるものとします。
(3) 利用契約変更による月額料金
サービス利用開始期間中に、利用契約の変更があった場合の月額料金は以下を適用とします。
１年契約タイプ　：変更作業実施日より、変更後料金を適用し、暦日数により日割り計算します。
単月契約タイプ　：変更作業実施日に関わらず、変更月翌月より、変更後料金を適用します。ただし、変更作業月が、第 20 条（契約者が行う利用契約の解除）の解除月の場合は、変更後料金を当該 1 ヶ月分とします。

2. 料金等は、サービス利用開始日より発生するものとします。但し、弊社が接続環境設定を完了次第送付するサービス開始通知書に記載される課金開始日と異なる場合には、後者の日付より料金が発生するものとします。前項の支払いに必要な振込手数料その他の費用は、当該契約者の負担とします。
3. 月額で定める料金は、1 年契約タイプは利用開始日が月初以外の場合、日割計算を行い利用当月より課金を行います。月額料金の日割計算については、暦日数により行います。単月契約タイプは利用開始日が月初以外であっても、日割計算をせず当月1ヶ月分が課金されます。
4. 料金等には、本規約の定めに従って算出された料金等の額に消費税相当額(消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)および同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額をいい、将来の修正、変更を含みます)が加算され、契約者がこれを負担するものとします。
5. SLA が適用されるサービスに関する減額については、SLA の定めによるものとします。なお、SLA に定める保証基準に違反した場合、弊社は、契約者の請求に基づき SLA に定めた金額を、第 24 条(損害賠償の範囲)に定めるとおり当該サービスの月額費用から減額することがあります。
6. 弊社の料金を変更する場合は、契約者に変更の1ヶ月前に、第 37 条（通知）により通知するものとします。

第31条　(契約変更または解除に伴う違約金)

1. 契約者は、本サービスを開始する前に契約者の責めに帰すべき事由により利用契約が解除された場合は、利用契約に定める本サービスの一時費用に相当する額を、違約金として一括して弊社に支払うものとします。契約者が既に一時費用の一部または全部を支払っている場合は、支払われた額を違約金に充当します。
2. 契約者は、1 年契約タイプで最低利用期間の満了前に利用契約が解除された場合(第 21 条(契約者が行う利用契約の解除)第 3 項の規定による解除を除きます)は、解除日の翌日から最低利用期間満了日までの期間に対応する本サービスの月額費用に相当する額を、違約金として一括して弊社に支払うものとします。但し、単月契約タイプは違約金の対象となりません。
3. 契約者は、第 12 条(利用契約の内容の変更)の規定により最低利用期間の満了前に本サービスの一部または全部を廃止する場合には、かかる廃止による月額費用の減額分を対象金額として第 2 項に従い計算した金額を、違約金として一括して弊社に支払うものとします。但し、単月契約タイプは違約金の対象となりません。

第4章　雑則

第32条　(延滞利息)

契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの期間について年 14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として、当社が別に定める方法により支払っていただきます。

第33条　(端数処理)

本規約の規定に基づき金額の計算をした場合に、その計算結果に 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てます。

第34条　(秘密情報の取り扱い)

1. 契約者および弊社は、本サービス遂行のため相手方より提供を受けた技術上または営業上その他業務上で知り得た情報（ネットワーク関連情報等を含む）を、公表および第三者に開示または漏洩しないものとします。ただし次の各号のいずれかに該当する情報についてはこの限りではありません。
(1) 秘密保持義務を負うことなく既に保有している情報
(2) 秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
(3) 相手方から提供を受けた情報によらず、独自に開発した情報
(4) 利用規約等に違反することなく、かつ、受領の前後を問わず公知となった情報
(5) 秘密情報である旨の表示がなされず提供された情報
2. 前項の定めにかかわらず、契約者および弊社は秘密情報のうち法令の定めに基づきまたは権限ある公官署からの要求により開示すべき情報を、当該法令の定めに基づく開示先または当該公官署に対し開示することができるものとします。この場合、契約者および弊社は、関連法令に反しない限り、当該開示前に開示する旨を相手方に通知するものとし、開示前に通知を行うことができない場合は開示後すみやかにこれを行うものとします。
3. 秘密情報の提供を受けた当事者は、当該秘密情報の管理に必要な措置を講ずるものとします。
4. 秘密情報の提供を受けた当事者は、相手方より提供を受けた秘密情報を本サービス遂行目的の範囲内でのみ使用し、本サービス遂行上必要な範囲で秘密情報を化体した資料等（以下本条において「資料等」とい

います）を複製または改変（以下本項目においてあわせて「複製等」といいます）することができるものとします。この場合契約者または弊社は、当該複製等された秘密情報についても、本条に定める秘密情報として取り扱うものとします。なお、本サービス遂行上必要な範囲を超える複製等が必要な場合は、あらかじめ相手側から書面による承諾を受けるものとします。

5. 秘密情報の提供を受けた当事者は、相手方の要請があったときは資料等（本条第 4 項に基づき相手方の承諾を得て複製、改変した秘密情報を含みます。）を相手方に返還し、秘密情報が契約者設備または本サービス用設備に蓄積されている場合はこれを完全に消去するものとする。

第35条　(個人情報の取扱い)

1. 契約者および弊社は、本サービスを遂行するための相手方より提供を受けた営業上その他業務上の情報に含まれる個人情報（個人情報の保護に関する法律に定める「個人情報」をいいます）を本サービス遂行目的の範囲のみで使用し、第三者に開示または漏えいしないとともに、個人情報に関して個人情報の保護に関することを含め関連法令を遵守するものとします。
2. 個人情報の取り扱いについては、前条（秘密情報の取り扱い）第 3 項乃至 5 項の規定を準用するものとします。
3. 本条の規定は、本サービス終了後も有効に存続するものとします。

第36条　(本サービス上の権利)

弊社が契約者に提供するサービスにおいて、弊社が産業財産権を有するノウハウ、システムその他に存する一切の権利は弊社に帰属するものであり、契約者はこれを侵害しないものとします。また、契約者は、利用申込によって弊社の有する商標、ライセンス等何らの使用権も取得するものではなく、これを弊社の事前の書面による許可なくして利用することはできないものとします。

第37条　(通知)

1. 本規約および個別規約に基づき弊社が契約者に対して行う通知その他の連絡(以下、本条において「通知等」といいます)は、契約者が弊社に届け出ている連絡先に宛てて行うものとします。
2. 弊社が契約者に通知等を行った場合に、前項の連絡先が事実と異なるために通知等が契約者に到達しなかったときは、その通知等が通常到達すべきときに契約者に到達したものとみなします。
3. 弊社から契約者への通知等は、電子メール・書面の郵送・書面の宅配及び弊社のホームページでの掲載等、弊社が適当と判断する方法により通知するものとします。
4. 前項の通知等は、弊社が該当通知の内容を電子メールや書面が発信または発送された時点、または弊社のホームページ上に表示した時点より効力を生じるものとします。

第38条　(協議)

本規約または個別規約に記載されていない事項で本サービスを提供する際に決定することが必要な事項については、契約者と弊社で協議のうえ定めるものとします。

第39条　(合意管轄裁判所)

契約者と弊社の間で訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とします。

第 40 条　（その他）

利用契約に関するその他の提供条件については、別記および料金表に定めるところによります。

付則
2022 年 4 月 1 日施行

付則
1. この改定規定は、2022 年 5 月 24 日から有効となります。
2. 第 24 条（損害賠償の範囲）の手続きに適用される規定を追加し、これに伴う変更を行いました。

付則
1. この改定規定は、2022 年 7 月 29 日から有効となります。
2. 別記 2 料金表に「マルチクラウドオプション」を追加いたしました。
3. 別記 2 料金表において「Equinix Cloud Exchange」より 「Equinix Fabric」へ名称を変更いたしました。

付則
1. この改定規定は、2022 年 8 月 25 日から有効となります。
2. 別記 2 料金表表記の修正を行いました。

付則
1. この改定規定は、2022 年 10 月 17 日から有効となります。
2. 共有型 定額制の各契約タイプにおいて「Oracle Cloud Infrastructure」「Google Cloud Platform」の提供開始に伴い、別記 2 料金表に同品目を追加いたしました。

付則
1. この改定規定は、2022 年 10 月 20 日から有効となります。
2. 別記 2 料金表表記の修正を行いました。

付則
1. この改定規定は、2023 年 4 月 1 日から有効となります。
2. 別記 2 料金表表記の修正を行いました。

付則
1. この改定規定は、2023 年 6 月 30 日から有効となります。
2. 第 10 条（サービス提供の前提条件）第 2 項(1)対象サービスの内、VECTANT セキュアモバイルアクセス LTE(D) を VECTANT セキュアモバイルアクセス LTE(N)に変更しました。

付則
1. この改定規定は、2024 年 6 月 7 日から有効となります。
2. 別記 2 料金表に「ATBeX」を追加いたしました。

付則
1. この改定規定は、2024 年 7 月 31 日から有効となります。
2. 別記 2 料金表 b-1. 専有型 (ルータパック) <ルータパック 構築サービス>に IX2215、IX3110、Cisco891FJ の新規受付終了について記載をしました。
3. 別記2 料金表b-1. 専有型 (1 年契約タイプ：ルータパック) <ルータパック マネージドサービス>に IX2215、Cisco891FJ の新規受付終了について記載をしました。

付則
1. この改定規定は、2024 年 10 月 1 日から有効となります。
2. 別記に記載の商品名、サービス名のうち「ニフティ」の記載を「FJCloud-V（旧ニフクラ）」に変更しました。
3. 別記に記載のクラウド提供事業者のうち「ニフティ株式会社」の記載を「富士通株式会社」に変更しました。

付則
1. この改定規定は、2024 年 10 月 23 日から有効となります。
2. 別記に記載の料金表について修正いたしました。

付則
1. この改定規定は、2025 年 4 月 23 日から有効となります。
2. 別記 2.料金表の「Equinix Fabric」にかかる品目の新規受付終了について記載をしました。

以上

別記 ： VECTANT セキュアクラウドアクセス

1. 最低利用期間
本サービスの最低利用期間は下記の契約形態により異なります。

・1 年契約タイプ　(1 年)
・単月契約タイプ（無）

2. 料金表
・初期費用
a. 共有型

商品名	料金	概要
VECTANT セキュアクラウドアクセス　共有型 初期費用	個別見積	1 契約ごと
Multi Service Gateway 網内設定費用	個別見積	1 設定作業ごと

b-1. 専有型（ルータパック）
〈基本料金〉

商品名	料金	概要
VECTANT セキュアクラウドアクセス　専有型(ルータパック) 初期費用	個別見積	1 契約ごと

※ 上記の他、イーサネット専用線「ダイナイーサ」、または仮想専用線「UCOM 光専用線アクセス」初期費用が別途必要となります。
※ 上記費用に監視・保守用アクセス回線（1 回線）に関するネットワーク工事費用が含まれます。

〈ルータパック 構築サービス〉

商品名	IX2215※3	IX2235	IX3110※3	Cisco891FJ※3
全体構築・統制	個別見積	個別見積	個別見積	個別見積
Config 設定・機器配送	個別見積	個別見積	-	個別見積
Config 設定・オンサイト工事（平日 9:00-17:30)	個別見積	個別見積	個別見積	個別見積
オンサイト工事追加　（平日 9:00-17:30)　※1	個別見積	個別見積	個別見積	個別見積
Config 設定・オンサイト工事（平日夜間、休日）※2	個別見積	個別見積	個別見積	個別見積
オンサイト工事追加　（平日夜間、休日）　※1	個別見積	個別見積	個別見積	個別見積
Config 設定・オンサイト工事(CTU 設定変更込)　（平日 9:00-17:30)	-	-	-	個別見積
オンサイト工事追加(CTU 設定変更込)　（平日 9:00-17:30)	-	-	-	個別見積
監視・アラーム通知	個別見積	個別見積	個別見積	個別見積
CS 一次窓口	個別見積	個別見積	個別見積	個別見積
機器販売	個別見積	個別見積	個別見積	個別見積

※ 上記工事時間帯は、対応時間帯内に完了する工事に適用されます。
※ 休日とは土日祝日及び年末 12/29～12/31、年始 1/2～1/3、夜間とは 17:30-9:00 のことを言います。
※ 上記は 1Gbps までの対応ルータとなります。なお、10Gbps 対応ルータに関しては個別見積となりますので、弊社営業担当までお問い合わせください。
※1 分割導入時の 2 日目以降センター側作業費用と 1 回目のオンサイト工事検収以降に発生する拠点追加時のセンター側作業費用。
　　設置済みルータの現地でのコンフィグなどの設定変更費用。移設などルータの再設置費用。
※2 平日夜間帯は、17：30～翌 9：00 となります。
※3 新規受付終了しております。

b-2. 専有型（コネクティビティ）

商品名	料金	概要
VECTANT セキュアクラウドアクセス　専有型(コネクティビティ) 初期費用	個別見積	1 契約ごと

・月額料金

a-1. 共有型 定額制（1年契約タイプ）

商品名	料金	概要
VECTANT セキュアクラウドアクセス 共有型　10Mbps 定額制［AWS］※1	個別見積	1契約ごと
VECTANT セキュアクラウドアクセス 共有型　20Mbps 定額制[AWS] ※1	個別見積	1契約ごと
VECTANT セキュアクラウドアクセス 共有型　30Mbps 定額制[AWS] ※1	個別見積	1契約ごと
VECTANT セキュアクラウドアクセス 共有型　40Mbps 定額制［AWS］※1	個別見積	1契約ごと
VECTANT セキュアクラウドアクセス 共有型　50Mbps 定額制［AWS］※1	個別見積	1契約ごと
VECTANT セキュアクラウドアクセス 共有型　60Mbps 定額制[AWS] ※1	個別見積	1契約ごと
VECTANT セキュアクラウドアクセス 共有型　70Mbps 定額制［AWS］※1	個別見積	1契約ごと
VECTANT セキュアクラウドアクセス 共有型　80Mbps 定額制［AWS］※1	個別見積	1契約ごと
VECTANT セキュアクラウドアクセス 共有型　90Mbps 定額制［AWS］※1	個別見積	1契約ごと
VECTANT セキュアクラウドアクセス 共有型　100Mbps 定額制［AWS］※1	個別見積	1契約ごと
VECTANT セキュアクラウドアクセス 共有型　200Mbps 定額制［AWS］※1	個別見積	1契約ごと
VECTANT セキュアクラウドアクセス 共有型　500Mbps 定額制［AWS］※1	個別見積	1契約ごと
VECTANT セキュアクラウドアクセス 共有型　100Mbps 定額制［Microsoft Azure］※1	個別見積	1契約ごと
VECTANT セキュアクラウドアクセス 共有型　200Mbps 定額制［Microsoft Azure］※1	個別見積	1契約ごと
VECTANT セキュアクラウドアクセス 共有型　500Mbps 定額制［Microsoft Azure］※1	個別見積	1契約ごと
VECTANT セキュアクラウドアクセス 共有型　100Mbps 定額制［ExpressRoute マルチピア接続］※1	個別見積	1契約ごと
VECTANT セキュアクラウドアクセス 共有型　200Mbps 定額制［ExpressRoute マルチピア接続］※1	個別見積	1契約ごと
VECTANT セキュアクラウドアクセス 共有型　500Mbps 定額制［ExpressRoute マルチピア接続］※1	個別見積	1契約ごと
VECTANT セキュアクラウドアクセス 共有型　10Mbps 定額制［ニフティ］	個別見積	1契約ごと
VECTANT セキュアクラウドアクセス 共有型　20Mbps 定額制[ニフティ]	個別見積	1契約ごと
VECTANT セキュアクラウドアクセス 共有型　30Mbps 定額制[ニフティ]	個別見積	1契約ごと
VECTANT セキュアクラウドアクセス 共有型　40Mbps 定額制［ニフティ］	個別見積	1契約ごと
VECTANT セキュアクラウドアクセス 共有型　50Mbps 定額制［ニフティ］	個別見積	1契約ごと
VECTANT セキュアクラウドアクセス 共有型　60Mbps 定額制[ニフティ]	個別見積	1契約ごと
VECTANT セキュアクラウドアクセス 共有型　70Mbps 定額制［ニフティ］	個別見積	1契約ごと
VECTANT セキュアクラウドアクセス 共有型　80Mbps 定額制［ニフティ］	個別見積	1契約ごと
VECTANT セキュアクラウドアクセス 共有型　90Mbps 定額制［ニフティ］	個別見積	1契約ごと
VECTANT セキュアクラウドアクセス 共有型　100Mbps 定額制［ニフティ］	個別見積	1契約ごと
VECTANT セキュアクラウドアクセス 共有型　1Gbps ベストエフォート 定額制［さくらのクラウド］	個別見積	1契約ごと

※ 1年契約タイプは途中解約した場合、違約金として残月分を一括請求します。

※ ExpressRoute マルチピア接続品目には SourceNAT/1IP 分が標準提供されます。

※ 本費用にクラウドサービス利用料金は含まれておりません。

※1 新規受付終了しております。

a-2. 共有型 定額制（単月契約タイプ）

商品名	料金	概要
VECTANT セキュアクラウドアクセス 共有型　10Mbps 定額制［AWS］※1	個別見積	1契約ごと
VECTANT セキュアクラウドアクセス 共有型　20Mbps 定額制［AWS］※1	個別見積	1契約ごと
VECTANT セキュアクラウドアクセス 共有型　30Mbps 定額制［AWS］※1	個別見積	1契約ごと
VECTANT セキュアクラウドアクセス 共有型　40Mbps 定額制［AWS］※1	個別見積	1契約ごと
VECTANT セキュアクラウドアクセス 共有型　50Mbps 定額制［AWS］※1	個別見積	1契約ごと
VECTANT セキュアクラウドアクセス 共有型　60Mbps 定額制［AWS］※1	個別見積	1契約ごと
VECTANT セキュアクラウドアクセス 共有型　70Mbps 定額制［AWS］※1	個別見積	1契約ごと
VECTANT セキュアクラウドアクセス 共有型　80Mbps 定額制［AWS］※1	個別見積	1契約ごと
VECTANT セキュアクラウドアクセス 共有型　90Mbps 定額制［AWS］※1	個別見積	1契約ごと
VECTANT セキュアクラウドアクセス 共有型　100Mbps 定額制［AWS］※1	個別見積	1契約ごと
VECTANT セキュアクラウドアクセス 共有型　200Mbps 定額制［AWS］※1	個別見積	1契約ごと
VECTANT セキュアクラウドアクセス 共有型　500Mbps 定額制［AWS］※1	個別見積	1契約ごと
VECTANT セキュアクラウドアクセス 共有型　100Mbps 定額制［Microsoft Azure］※1	個別見積	1契約ごと
VECTANT セキュアクラウドアクセス 共有型　200Mbps 定額制［Microsoft Azure］※1	個別見積	1契約ごと
VECTANT セキュアクラウドアクセス 共有型　500Mbps 定額制［Microsoft Azure］※1	個別見積	1契約ごと
VECTANT セキュアクラウドアクセス 共有型　100Mbps 定額制［ExpressRoute マルチピア接続］※1	個別見積	1契約ごと
VECTANT セキュアクラウドアクセス 共有型　200Mbps 定額制［ExpressRoute マルチピア接続］※1	個別見積	1契約ごと
VECTANT セキュアクラウドアクセス 共有型　500Mbps 定額制［ExpressRoute マルチピア接続］※1	個別見積	1契約ごと
VECTANT セキュアクラウドアクセス 共有型　10Mbps 定額制［ニフティ］	個別見積	1契約ごと
VECTANT セキュアクラウドアクセス 共有型　20Mbps 定額制［ニフティ］	個別見積	1契約ごと
VECTANT セキュアクラウドアクセス 共有型　30Mbps 定額制［ニフティ］	個別見積	1契約ごと
VECTANT セキュアクラウドアクセス 共有型　40Mbps 定額制［ニフティ］	個別見積	1契約ごと
VECTANT セキュアクラウドアクセス 共有型　50Mbps 定額制［ニフティ］	個別見積	1契約ごと
VECTANT セキュアクラウドアクセス 共有型　60Mbps 定額制［ニフティ］	個別見積	1契約ごと
VECTANT セキュアクラウドアクセス 共有型　70Mbps 定額制［ニフティ］	個別見積	1契約ごと
VECTANT セキュアクラウドアクセス 共有型　80Mbps 定額制［ニフティ］	個別見積	1契約ごと
VECTANT セキュアクラウドアクセス 共有型　90Mbps 定額制［ニフティ］	個別見積	1契約ごと
VECTANT セキュアクラウドアクセス 共有型　100Mbps 定額制［ニフティ］	個別見積	1契約ごと
VECTANT セキュアクラウドアクセス 共有型　1Gbps ベストエフォート 定額制［さくらのクラウド］	個別見積	1契約ごと

※ ExpressRoute マルチピア接続品目には SourceNAT/1IP 分が標準提供されます。

※ 本費用にクラウドサービス利用料金は含まれておりません。

※1 新規受付終了しております。

a-3. 共有型 従量制（1年契約タイプ）

商品名	基本料金	従量課金（GB 単位）	月額上限額	概要
	料金	料金	料金	

VECTANT セキュアクラウドアクセス 共有型　200Mbps 従量制 ［AWS / Microsoft Azure］	個別見積	個別見積	個別見積	・1 契約ごと ・無料データ転送量 3TB 付き
VECTANT セキュアクラウドアクセス 共有型　500Mbps 従量制 ［AWS / Microsoft Azure］	個別見積	個別見積	個別見積	・1 契約ごと ・無料データ転送量 8TB 付き

※ 各品目毎に無料データ転送量が付与されます。無料データ転送量超過後より GB 単位での従量課金が発生します。
※ 基本料金 + 従量課金の合算が月額上限額を超過した場合、それ以降の利用データ転送分については課金対象外となります。
※ 1 年契約タイプは途中解約した場合、違約金として残月分を一括請求します。
※ 本費用にクラウドサービス利用料金は含まれておりません。

b-1. 専有型（1 年契約タイプ ： ルータパック）
〈基本料金〉

商品名	料金	概要
セキュアクラウドアクセス専有型　月額基本料金 （ダイナイーサ/UCOM 光専用線アクセス共通）	個別見積	1 契約ごと

※ 上記の他、イーサネット専用線「ダイナイーサ」、または仮想専用線「UCOM 光専用線アクセス forSCA」月額料金が別途必要となります。
※ 1 年契約タイプは途中解約した場合、違約金として残月分を一括請求します。
※ 本費用にクラウドサービス利用料金は含まれておりません。

〈ルータパック マネージドサービス〉

商品名	IX2215 ※2	IX2235	IX3110 ※2	Cisco891FJ ※2
	料金	料金	料金	料金
オンサイト保守（24 時間 365 日）※1 2023 年 6 月 1 日以降契約分	個別見積	個別見積	-	個別見積
オンサイト保守（24 時間 365 日）※1 2023 年 5 月 31 日迄契約分	個別見積	個別見積	個別見積	個別見積
監視・アラーム通知	個別見積	個別見積	個別見積	個別見積
CS 一次窓口	個別見積	個別見積	個別見積	個別見積
VPN 機器レンタル（2 年レンタル）	個別見積	個別見積	個別見積	個別見積
VPN 機器レンタル（3 年レンタル）	個別見積	個別見積	個別見積	個別見積

※1 ping による VPN ルータ死活監視、VOSS 基本サービス利用料を含みます。
※2 新規受付終了しております。
※ 上記は 1Gbps までの対応ルータとなります。なお、10Gbps 対応ルータに関しては個別見積となりますので、弊社営業担当までお問い合わせください。

b-2. 専有型（1 年契約タイプ ： コネクティビティ）
〈基本料金〉

商品名	料金	概要
セキュアクラウドアクセス専有型　月額基本料金 （ダイナイーサ/UCOM 光専用線アクセス共通）	個別見積	1 契約ごと

※ 上記の他、イーサネット専用線「ダイナイーサ」、または仮想専用線「UCOM 光専用線アクセス forSCA」月額料金が別途必要となります。
※ 1 年契約タイプは途中解約した場合、違約金として残月分を一括請求します。
※ 本費用にクラウドサービス利用料金は含まれておりません。

c. オプション
c-1. 共有型オプション（単月契約タイプ）
・月額料金

商品名	料金	概要
Source NAT 追加オプション（1IP 分）［ExpressRoute マルチピア接続］※3	個別見積	・1 契約ごと
Destination NAT 追加オプション（1IP 分）［ExpressRoute マルチピア接続］※3	個別見積	・1 契約ごと

※1 ご契約いただいた帯域品目用(100M/200M/500M)のオプションをご選択いただきます。帯域品目の契約変更を行う場合、合わせてオプション品目の変更申込が必要となります。
※2 新規開通後、オプション品目を追加契約する場合、別途設定変更作業費が発生します。
※3 新規受付終了しております。

c-2. 専有型オプション（1 年間契約タイプ）
〈バックアップ接続オプション 〉
・月額料金

商品名	料金	概要
バックアップ接続オプション　月額料金（ダイナイーサ/UCOM 光専用線アクセス共通）	個別見積	
バックアップ接続オプション　月額料金(SCA 専用ラック利用)（※１）	個別見積	※他社キャリア回線終端装置設置用ラックスペース提供

(※1) 当社回線とのバックアップ回線（他社キャリア回線）敷設時に、回線終端装置の設置場所として、当社ラックスペースをご利用いただく場合のオプションとなります。
※ルータパック フル冗長（回線/ルータ）時におけるバックアップ用ルータおよび監視・保守用アクセス回線費用に関しては、別途初期費用および月額料金が発生いたします。
※新規開通後、オプション品目を追加契約する場合、別途設定変更作業費が発生します。

〈Equinix Fabric〉※本品目については、新規受付終了しております。
Microsoft Azure、O365、IBMCloud、AWS、Google Cloud、Oracle Cloud に本オプションがご利用いただけます。(マルチクラウドオプション含む)

〇ロケーション：　TY4/OS1
・初期費用

商品名	料金	概要
Equinix Fabric 1G ポート 初期費用　（TY4/OS1）※1	個別見積	※１ポート分 ※ダイナイーサ/UCOM 光専用線アクセス forSCA から Equinix Fabric 接続時に利用

Equinix Fabric 10G ポート 初期費用　(TY4/OS1) ※1	個別見積	※１ポート分 ※ダイナイーサ/UCOM 光専用線アクセス forSCA から Equinix Fabric 接続時に利用

※　冗長構成をご選択いただいた場合、2 ポート分の料金が必要となります。
※1 新規受付終了しております。

・月額料金

商品名	料金	概要
Equinix Fabric 1G ポート 月額料金　(TY4/OS1) ※1	個別見積	※１ポート分 ※ダイナイーサ/UCOM 光専用線アクセス forSCA から Equinix Fabric 接続時に利用
Equinix Fabric 10G ポート 月額料金　(TY4/OS1) ※1	個別見積	※１ポート分 ※ダイナイーサ/UCOM 光専用線アクセス forSCA から Equinix Fabric 接続時に利用
Equinix Fabric　Virtual Connection　50M 月額料金　(TY4/OS1) ※1	個別見積	
Equinix Fabric　Virtual Connection　100M/200M 月額料金　(TY4/OS1) ※1	個別見積	
Equinix Fabric　Virtual Connection　500M 月額料金　(TY4/OS1) ※1	個別見積	
Equinix Fabric　Virtual Connection　1G 月額料金　(TY4/OS1) ※1	個別見積	
Equinix Fabric　Virtual Connection　2G 月額料金　(TY4/OS1) ※1	個別見積	
Equinix Fabric　Virtual Connection　5G 月額料金　(TY4/OS1) ※1	個別見積	
Equinix Fabric　Virtual Connection　10G 月額料金　(TY4/OS1) ※1	個別見積	

※　冗長構成をご選択いただいた場合、2 ポート分の料金が必要となります。
※　TY4/OS1 において Equinix Fabric を利用する場合、利用契約の有効期間は、期間満了日の 1 ヶ月前までに契約者または弊社から更新しない旨の書面がない限り、1 年間更新され、爾後も同様とします。
※　TY4/OS1 において Equinix Fabric を利用する場合、契約者は利用契約を解除する場合、3.5 ヵ月前までに書面で弊社に通知することにより、利用契約を解除することができます。
※1 新規受付終了しております。

〈ATBeX〉
Microsoft Azure、AWS、Google Cloud、Oracle Cloud に本オプションがご利用いただけます。(マルチクラウドオプション含む)

〇ロケーション：　CC1/DC12
・初期費用

商品名	料金	概要
ATBeX 1G ポート 初期費用　(CC1/DC12)	個別見積	※１ポート分 ※ダイナイーサから ATBeX 接続時に利用
ATBeX 10G ポート 初期費用　(CC1/DC12)	個別見積	※１ポート分 ※ダイナイーサから ATBeX 接続時に利用

※冗長構成をご選択いただいた場合、2 ポート分の料金が必要となります。

・月額料金

商品名	料金	概要
ATBeX 1G ポート 月額料金　(CC1/DC12)	個別見積	※１ポート分 ※ダイナイーサから ATBeX 接続時に利用
ATBeX 10G ポート 月額料金　(CC1/DC12)	個別見積	※１ポート分 ※ダイナイーサから ATBeX 接続時に利用
ATBeX　ServiceLink 50M 月額料金　(CC1/DC12)	個別見積	
ATBeX　ServiceLink 100M/200M 月額料金　(CC1/DC12)	個別見積	
ATBeX　ServiceLink　500M 月額料金　(CC1/DC12)	個別見積	
ATBeX　ServiceLink　1G 月額料金　(CC1/DC12)	個別見積	
ATBeX　ServiceLink　2G 月額料金　(CC1)	個別見積	
ATBeX　ServiceLink　5G 月額料金　(CC1)	個別見積	
ATBeX　ServiceLink　10G 月額料金　(CC1)	個別見積	
ATBeX　ServiceLink　50M 月額料金　(CC1(OCI))	個別見積	
ATBeX　ServiceLink　100M/200M　月額料金　(CC1(OCI))	個別見積	
ATBeX　ServiceLink　500M 月額料金　(CC1(OCI))	個別見積	
ATBeX　ServiceLink　1G 月額料金　(CC1(OCI))	個別見積	

※冗長構成をご選択いただいた場合、2 ポート分の料金が必要となります。

〈構内配線オプション〉
UCOM 光専用線アクセス/他社キャリア回線をご利用の上、AWS/オラクルクラウドへ接続する際に本オプションが必要となります。
・初期費用

商品名	料金	概要
構内配線オプション 初期費用　(TY2/TY4)	個別見積	

・月額料金

商品名	料金	概要
構内配線オプション 月額料金　(TY2/TY4)	個別見積	

※構内配線オプションを利用する場合、利用契約の有効期間は、期間満了日の１ヶ月前までに契約者または弊社から更新しない旨の書面がない限り、1年間更新され、爾後も同様とします。
※構内配線オプションを利用する場合、契約者は利用契約を解除する場合、3.5ヵ月前までに書面で弊社に通知することにより、利用契約を解除することができます。
※構内配線オプションを利用する場合、かかる料金は、提供開始日の属する月の初日から解約日の属する月の末日まで発生するものとします。

〈マルチクラウドオプション〉
１アクセス回線に対して複数クラウド接続する場合、２クラウド目以降の接続に必要なオプションです。
・初期費用

商品名	料金	概要
マルチクラウドオプション 初期費用　(TY4/OS1/CC1/DC12)	個別見積	※1 クラウド追加毎、冗長時は2式必要。

・月額料金

商品名	料金	概要
マルチクラウドオプション 月額基本料金　(TY4/OS1/CC1/DC12)	個別見積	※1 クラウド追加毎に必要。
マルチクラウドオプション バックアップ追加月額料金　(TY4/OS1/CC1/DC12)	個別見積	※1 クラウド追加毎に必要。冗長時はマルチクラウドオプション月額基本料金に加えて本料金が必要。

d. その他

商品名	料金	概要
Multi Service Gateway 月額基本料	個別見積	Multi Service Gateway を初回導入する場合の利用料
Multi Service Gateway サービス追加月額加算料	個別見積	すでに Multi Service Gateway をご利用の場合のサービス利用料加算分
Multi Service Gateway 追加１拠点月額加算料	個別見積	Multi Service Gateway へ２拠点以上から接続する場合の１拠点毎の加算料金

・その他費用

商品名	料金	概要
VECTANT セキュアクラウドアクセス　変更作業費	個別見積	1設定作業ごと

3. 対応クラウドサービス
a. 共有型

サービス名	提供品目	クラウド提供事業者	クラウドインテグレータ
Amazon Web Service ※1	10Mbps～100Mbps	アマゾンデータサービスジャパン株式会社	株式会社サーバーワークス
	200Mbps、500Mbps	アマゾンデータサービスジャパン株式会社	お客様指定のクラウドインテグレータ
Microsoft Azure (Private peering のみ) ※1	100Mbps、200Mbps、500Mbps	日本マイクロソフト株式会社	お客様指定のクラウドインテグレータ
ExpressRoute マルチピア接続 ※1 (Private peering、Microsoft Peering 対応)	100Mbps、200Mbps, 500Mbps	日本マイクロソフト株式会社	お客様指定のクラウドインテグレータ
FJcloud-V (旧ニフクラ)	10Mbps～100Mbps	富士通株式会社	お客様指定のクラウドインテグレータ
さくらのクラウド	1Gbps ベストエフォート	さくらインターネット株式会社	お客様指定のクラウドインテグレータ

※1 新規受付終了しております。

b. 専有型

サービス名	提供品目	クラウド提供事業者	クラウドインテグレータ
Amazon Web Service	1Gbps I/F, 10Gbps I/F	アマゾンデータサービスジャパン株式会社	お客様指定のクラウドインテグレータ
Microsoft Azure (Private peering のみ)	1Gbps I/F	日本マイクロソフト株式会社	お客様指定のクラウドインテグレータ
ExpressRoute マルチピア接続 (Private peering、Microsoft Peering 対応)	1Gbps I/F	日本マイクロソフト株式会社	お客様指定のクラウドインテグレータ
IBM Cloud Infrastructure	1Gbps I/F, 10Gbps I/F (シングルのみ)	日本アイ・ビーエム株式会社	お客様指定のクラウドインテグレータ
FJcloud-V (旧ニフクラ)	1Gbps	富士通株式会社	お客様指定のクラウドインテグレータ
さくらのクラウド	1Gbps, 10Gbps	さくらインターネット株式会社	お客様指定のクラウドインテグレータ
Google Cloud	10Gbps	Google LLC	お客様指定のクラウドインテグレータ
Oracle Cloud	1Gbps, 10Gbps	日本オラクル株式会社	お客様指定のクラウドインテグレータ